

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
理事運営委員会規程

(構成)

第1条 理事運営委員会（以下運営委員会）は、理事長、副理事長及び総務、庶務、財務、教育、規約、学会誌編集等の担当理事をもって構成する。

(選任)

第2条 委員は、理事の中から、理事長が選任し、理事会に報告する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続する。

(機能)

第4条 運営委員会は、法人の運営を円滑に行うための実務を担当する。

(業務)

第5条 運営委員会は、理事会および社員総会の決定に基づいた法人事業を執行する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて短期的な事業を立案・決定し、執行する。
- 3 運営委員会は、理事会、社員総会議案（予算・決算、事業計画、事業報告等）を立案する。
- 4 運営委員会は、法人活動全般に関する実務を行う。
- 5 運営委員会は、法人事務局を監督して法人活動の円滑な遂行を促す。

(運営)

第6条 運営委員会の委員長は、理事長又は理事長が指名した委員がこれにあたる。

(招集及び開催)

第7条 運営委員会は、委員長の招集のもと毎月開催されるが、必要な時は随時に開催できる。

- 2 事前に傍聴を希望した理事もしくは監事は、理事長の承認を得て陪席できる。また、運営委員会が必要と認めるものを招聘できる。

(議事録)

第8条 議事録は、事務局が管理して、理事会に報告される。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会決議による。

(附則)

第10条 本委員会規程は平成25年8月6日から施行する。